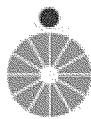


## 大学設置の仕組みについて

(文部科学省のホームページから資料を抜粋)

1	私立大学の役割、在学者数等	1 ページ
2	学校法人制度の概要	3 ページ
3	大学の設置認可制度について	6 ページ
4	大学等を設置するまでの流れ	9 ページ
5	学校法人の寄附行為（変更）認可申請にあたっての留意点等	11 ページ



トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 私立大学

## 私立大学

### 私立学校の果たす重要な役割

私立学校に在学する学生・生徒などの割合は、大学・短大で約8割を占めており、私立学校は我が国の学校教育の発展に大きく貢献しています。また、近年ますます国際化・高度情報化する社会の中で、各私立学校には、多様化する国民のニーズ(需要)に応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。このように、私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって、質・量両面にわたり重要な役割を果たしています。

このため、文部科学省は、私立学校の振興を重要な政策課題として位置付け、その教育研究条件の維持向上と在学する学生生徒などの修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、下記施策をはじめとする振興方策を講じ、その一層の充実に努めています。

1. 経常費補助を中心とする私学助成事業
2. 日本私立学校振興・共済事業団における貸付事業
3. 税制上の特例措置
4. 学校法人の経営改善支援

各私立学校においても、それぞれの自助努力により、経営基盤の維持・強化を進め、教育研究内容や財務状況に関する情報公開を積極的に行いつつ、国民の要請にこたえる個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されています。

### 私立学校(高等教育段階)の学校数・在学者数

#### 1. 学校数

(平成22年5月1日現在)

学校数

区分		国立	公立	私立 (A)	計(B)	私立の割合 (A/B)
高等教育 段階	大学	86校	95校	597校	778校	76.7%
	短期大学	—	26校	369校	395校	93.4%
	高等専門 学校	51校	4校	3校	58校	5.2%
	計	137 校	125 校	969校	1,231 校	78.1%

(注)

1. 学校基本調査報告書より作成

2. 在学者数

(平成22年5月1日現在)

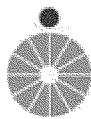
区分		在学者数				
		国立	公立	私立(A)	計(B)	私立の割合 (A/B)
高等教育 段階	大学	609,356 人	139,446 人	2,087,200 人	2,836,002 人	73.6%
	短期大 学	—	9,004人	144,327人	153,331人	94.1%
	高等専 門学校 (4・5学 年)	19,532 人	1,477人	765人	21,774人	3.5%
	計	628,888 人	149,927 人	2,232,292 人	3,011,107 人	74.1%

(注)

1. 学校基本調査報告書より作成

2. 大学の在学者数には、大学院・専攻科・別科の学生を含む(聴講生・選科生・研究生等を除く)。

3. 短期大学の在学者数には、専攻科・別科の学生を含む(聴講生・選科生・研究生等を除く)。



[トップ](#) > 教育 > 大学・短大・専門教育に関すること、小・中・高校教育に関すること > 私立学校の振興 > 学校法人制度の概要

## 学校法人制度の概要

### 1. 設立

学校法人は私立学校を設置運営する主体です。学校法人を設立しようとする者は、寄附行為において、その目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、文部科学省令でさだめる手続(私立学校法施行規則第2条等)に従い所轄庁の認可を受けなければなりません(私立学校法第30条)。

寄附行為とは、学校法人の根本規則たるべきものであって法人の現在及び将来の在り方を規制するものであり、法律に定められた事項(必要的記載事項)のほか、法令の規定に違反しない限り、任意的な事項を定めることができるが、寄附行為の変更には一部の届出事項を除き所轄庁の認可が必要となります(同法第45条、同法施行規則第4条の3)。

この場合、所轄庁とは、私立大学及び私立高等専門学校を設置する学校法人については文部科学大臣、私立高等学校以下の学校をのみを設置する学校法人については都道府県知事になります。

所轄庁は学校法人設立の申請があった場合には、当該学校法人が設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその経営に必要な財産を有しているかどうか、寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で認可を決定することになります(同法第31条)。その場合、所轄庁はあらかじめ、大学設置・学校法人審議会又は私立学校審議会の意見を聴かなければなりません。

学校法人の認可は、学校の設置認可と同時に行われ、学校法人はその主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立します。

### 2. 管理運営

学校法人には、役員として、理事5人以上、監事2人以上を置かなければならないとされ、学校法人の公共性を高めるため各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が1人をこえて含まれることになってはならないこととなっています。

学校法人の業務の決定は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって行われるが、一般には、基本財産の処分等の重要事項については理事総数の3分の2以上の特別決議が必要であるとされています。また、一定の重要な事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければなりません。

### 3. 解散

学校法人は、法律に定める一定の事由が発生した時解散によってその活動を終了します。解散した学校法人の残余財産については、合併、破産の場合を除いて、所轄庁に対する清算結了の届出の時点において、学校法人その他教育の事業を行うもののうちから寄附行為の定めるところにより帰属すべき者に帰属する。また、これによつても処分されない財産は国庫に帰属することになっています。

### 4. 準学校法人

なお、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする私立学校法第64条第4項法人(いわゆる準学校法人)についても以上の学校法人に関するしきみが準用されています。

○[学校法人制度の概要\(PDF:85KB\)](#)

○[私立学校法](#)

○[学校法人会計基準の改正](#)

○[学校法人運営調査委員制度](#)

(高等教育局私学部私学行政課)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

# 学校法人制度の概要

・学校法人は教育機関である私立学校の設置者であり、私立学校を管理し、その経費を負担することとなる。

## 学校法人 ※寄附行為に基づいて設立

### 理事会

- ・学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関。
- ・学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- ・理事で組織される（学校法人には5人以上の理事を置かなければならぬ）。議長は議長。

### 学校法人の設立認可

- ・学校法人の監督、指導、監督

### 所轄庁

- ・大学、短大、高等専門学校を設置する学校法人  
→文部科学大臣
- ・大学等以外の学校を設置する学校法人  
→都道府県知事

### 問 諮

### 見 意

### 任 同意が必要

### 選 査

### 監 督

### 校長の 理事就任

- ・学校法人の業務、財務状況等を監査する。
- ・学校法人は監事を2人以上置かなければならない。

### 評議員会

- ・予算、事業計画、奇附行為の変更等について、理事長があらかじめ諮問。
- ・委員数は理事の定数の2倍以上。

## 私立学校を設置・運営

### 私立学校の設置認可

- ・指導、監督

## 私立学校

- ・大学、高等専門学校、小・中・高等学校、中等教育学校、盲・聾・養護学校

# 大学の設置認可制度について

世界に通用する「大学の質」を保証し、学生の利益を守るために、大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要（学校教育法第4条第1項）。また、文部科学大臣がその認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会へ諮問することが必要（同法第95条）。

## 【認可が必要な組織】

- 大学院（研究科、専攻）
- 大学（学部、学科）
- 短期大学（学科）

## 【主な審査の観点】

大学設置・学校法人審議会は、大学設置分科会、学校法人分科会において、それぞれ以下の観点を中心に審査。

### ①大学設置分科会：「大学設置基準」等に基づき、教学面を審査

#### 全体の設置計画についての審査

#### 〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が法令上の目的等に照らし、整合性のあるものとなっているか。
- ・養成する人材像が明確となっており、学生確保の見通しや地域のニーズを十分考慮しているか。

#### 〔教育課程〕

- ・設置の趣旨・目的を達成するために必要な授業科目を開設し、教育課程が体系的に編成されているか。
- ・授業方法（講義、演習、実験等）は、設置の趣旨・目的に適ったものであるか。
- ・単位制度の趣旨に鑑み、必要な学修時間を確保しているか。

#### 〔教員組織〕

- ・設置の趣旨・目的を達成するために必要な教員が配置されているか。
- ・教育上主要と認める授業科目について、専任教員が配置されているか。
- ・教員の年齢が過度に偏っていないか。

#### 〔名称（大学等名、学位名等）、施設・設備、自己点検・評価、FD、その他〕

- ・大学等名は、大学等として適當か。また、教育研究上の目的にふさわしいものか。
- ・校舎等の施設・設備は、基準を満たし、かつ教育研究上支障がないものとなっているか。

※その他、実習がある場合（看護学部、教育学部等）は、実習計画、実習施設・設備等について、通信教育課程の場合は、通信教育を行う体制等について審査。

### 教員審査

- ・当該教員の教育研究業績から見て、当該科目を担当することができるか。
- ・当該教員の教育研究業績から見て、当該職位が適切であるか。
- ・当該教員の他の職務の従事状況、年齢、当該大学への勤務日数等から見て、専任教員として適切か。

## ②学校法人分科会：「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」等に基づき、財政計画・管理運営等について審査

### 〔設置の趣旨等〕

- ・学生確保の見通しや卒業(修了)後の進路見通し等が十分に説明されているか。

### 〔管理運営〕

- ・理事会、評議員会の運営、選任方法、幹事の監査、財務情報公開等は適切か。

### 〔事務処理状況〕

- ・諸規定の整備、登記や届出、寄付金等の募集等は適切に行われているか。

### 〔財務状況〕

- ・予算計画や過去の財務状況、負債率等は、大学等を運営していくにあたって支障がないか。

### 〔設置経費・財源の状況〕

- ・新たに大学等を運営していくに当たっての十分な経費等が確保されているか。

### 〔その他〕

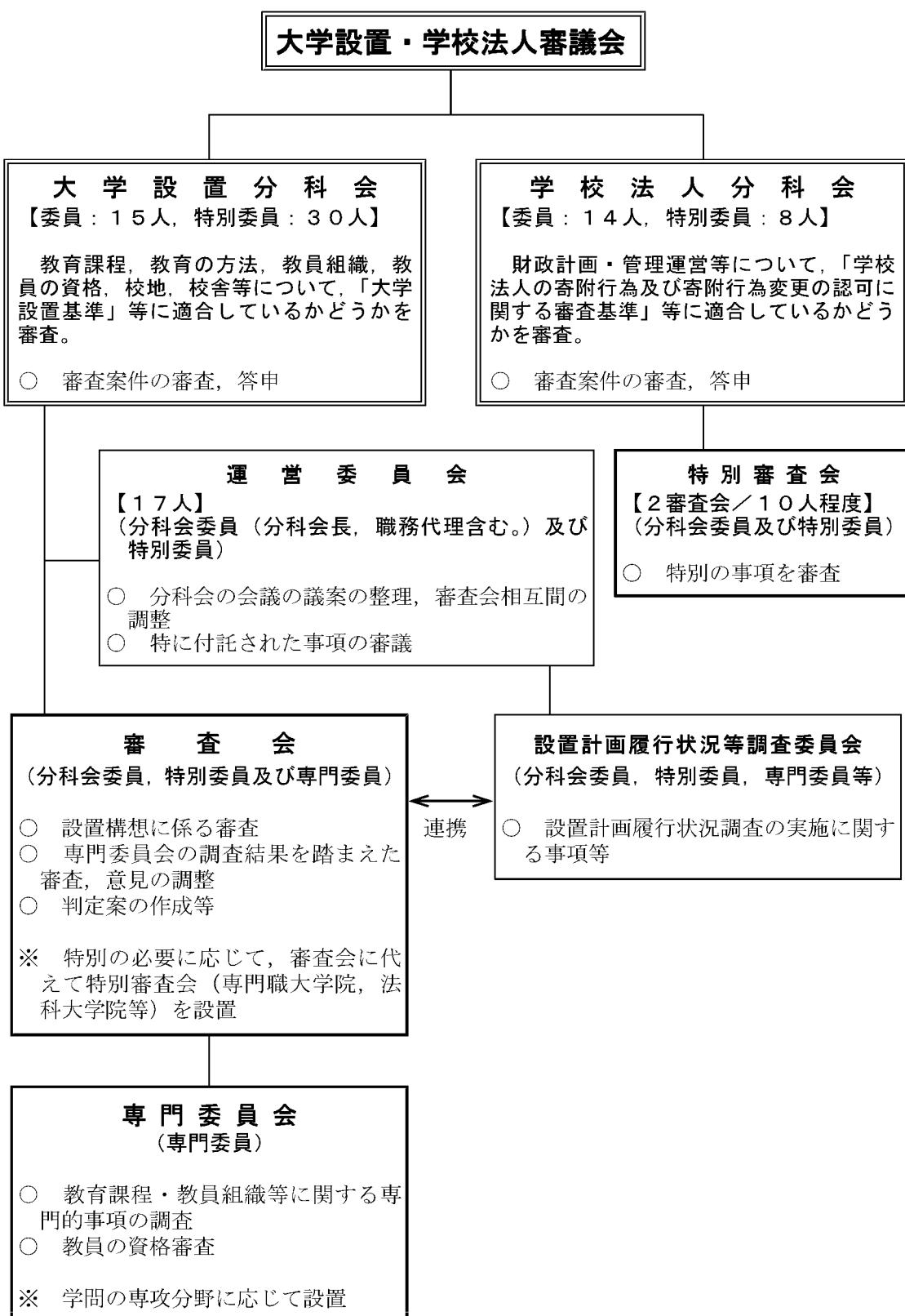
- ・既設校の定員超過・定員未充足の状況、収益事業の状況、情報公開の状況等は、大学等を運営していくにあたって支障がないか。

## 【設置認可までの流れ】

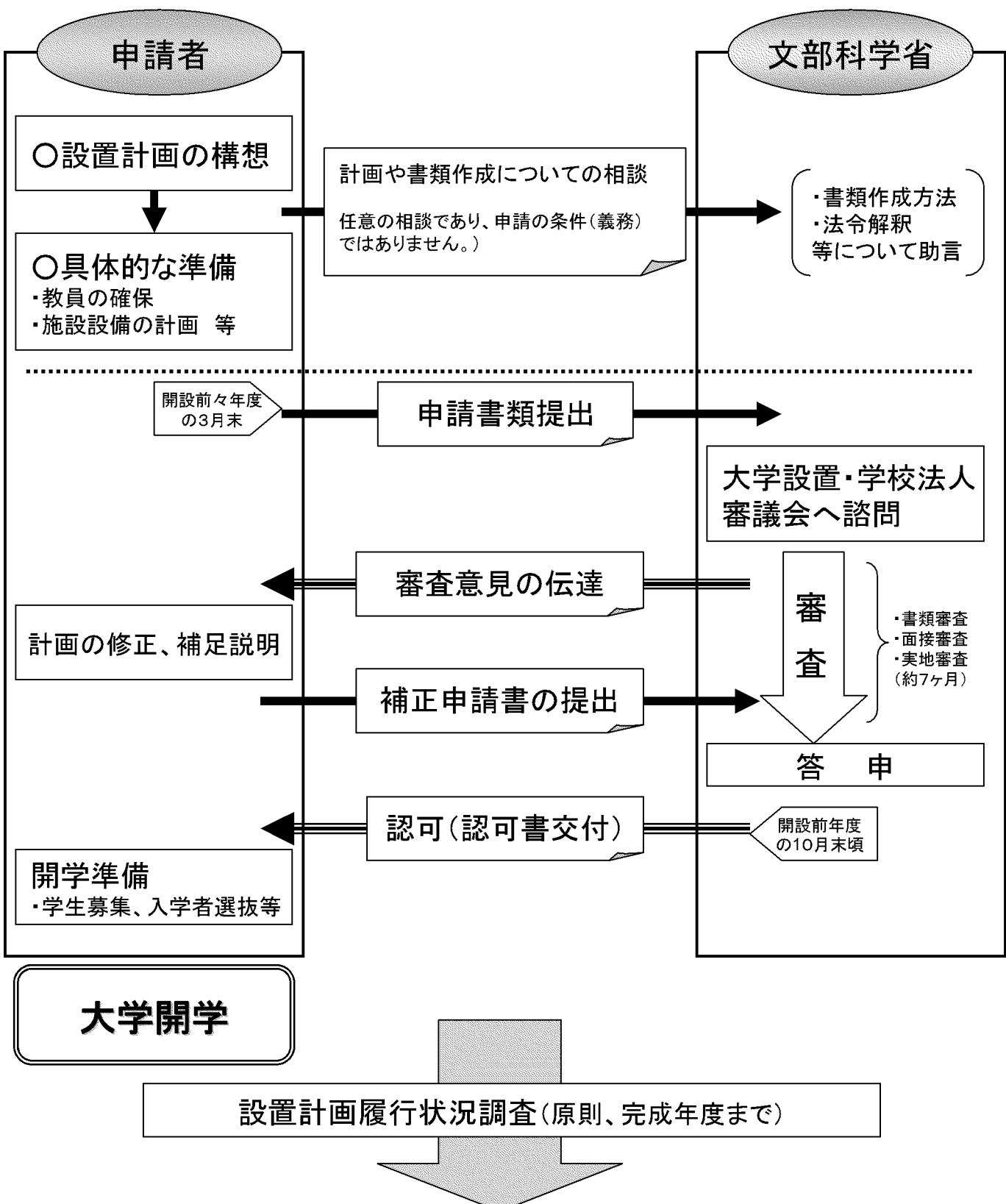
- ①設置認可の申請（大学新設：3月末、学部等設置：5月末）
- ②申請後、文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会から答申。文部科学大臣は答申を踏まえ、認可の可否を決定。  
(通常10月末)

※ただし、学部等の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、届出で可能。（学校教育法第4条第2項第1号等）

## 大学設置・学校法人審議会機構図



## 大学等を設置するまでの流れ

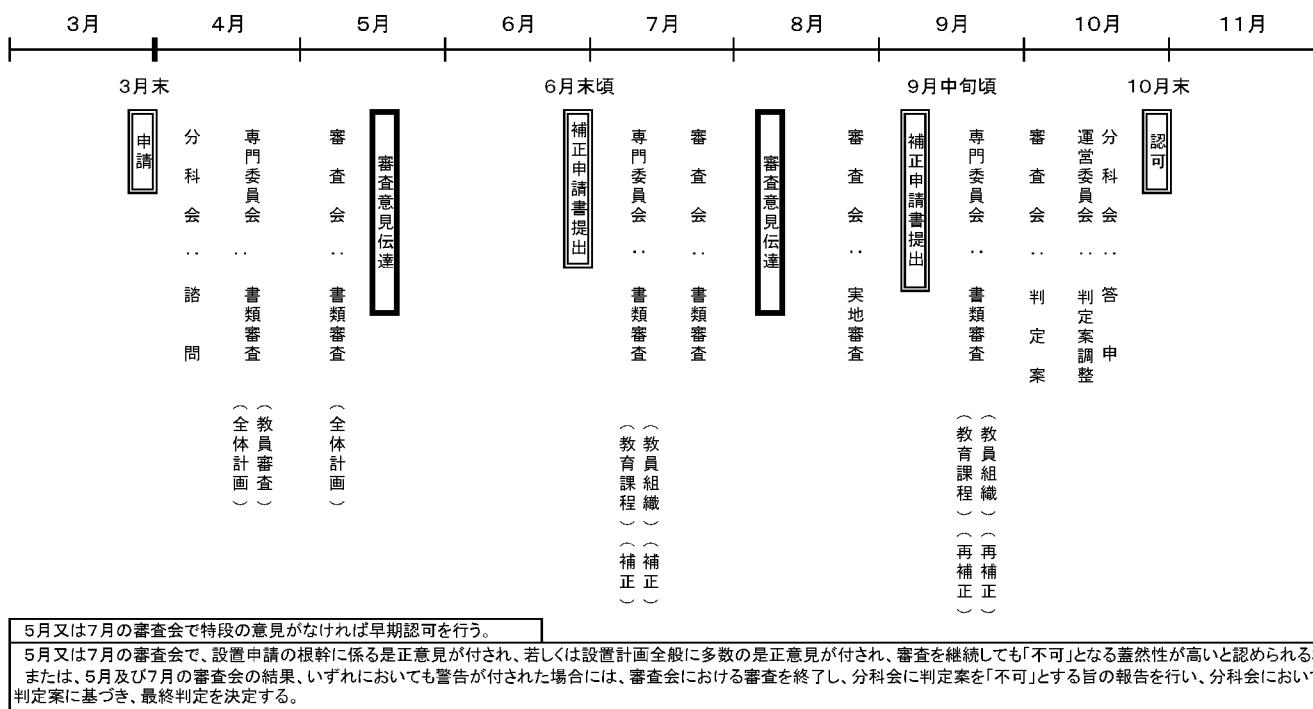


## 大学設置分科会における一般的な審査スケジュール

- 代表的な手続きの一般スケジュール
  - ・大学新設の認可申請（3月末申請）
  - ・学部等設置及び通信教育の開設の認可申請（5月末申請）

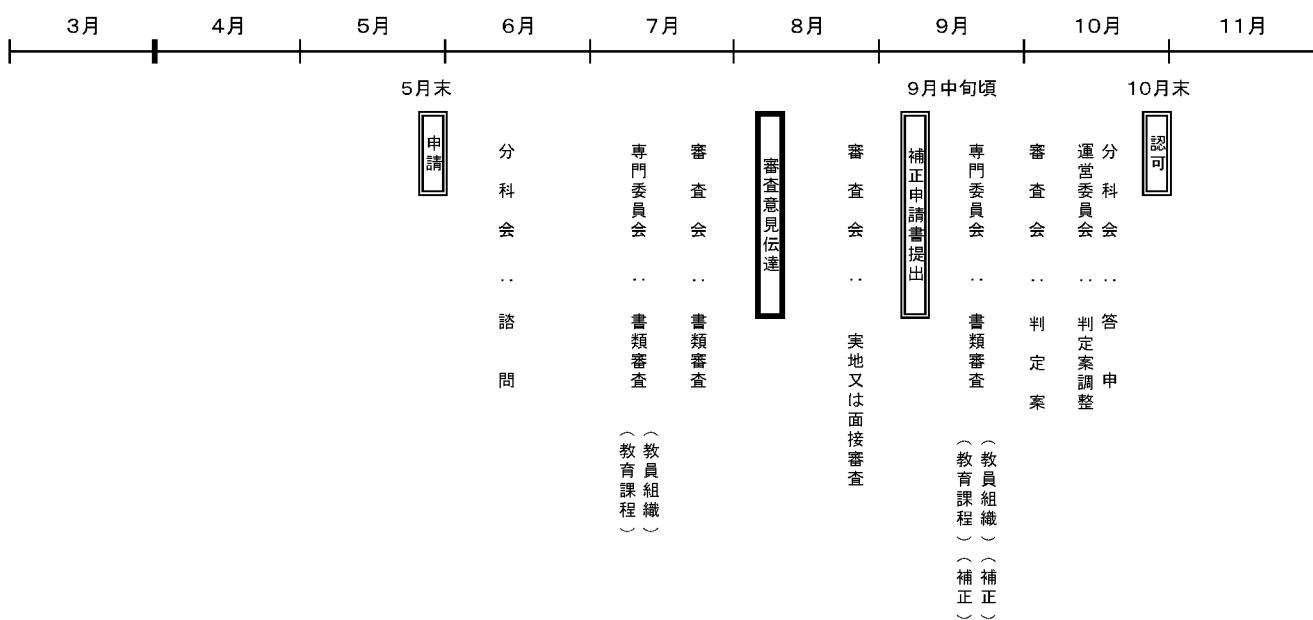
### <大学、短期大学、大学院大学の新設>

【開設の前々年度】 【開設前年度】



### <学部、大学院等の設置>

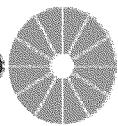
【開設前年度】



# 学校法人の寄附行為（変更）認可申請 にあたつての留意点等

平成23年3月2日

高等教育部私学部行政課



文部科学省

MEXT  
MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 目次

1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要	3
2. 申請手続等の流れ	9
3. 学校法人分科会による審査の概要	10
4. 申請書類作成上の留意点等	12
5. その他	14
参考資料	18



文部科学省  
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1. 学校法人の寄附行為（変更）の認可に関する審査基準の概要

## (1) 審査基準のポイント

### ① 校地、施設及び設備

- ◇原則、申請時点で自己所有であることが必要。
- ◇ただし、一定要件を満たす場合は借用でも可。

### ② 標準設置経費、標準経常経費

#### 【標準設置経費】

◇大学等（大学院大学を除く）の施設・設備の整備に要する経費は、「標準設置経費」以上であることが必要。

◇共用・公用する既存の施設・設備があれば、「標準設置経費」以上で該当すれば可。

※平成23年度審査により、「施設」の標準設置経費は約1.6%の増額改定、「設備」の標準設置経費は約1.4%の減額改定を行う予定。

#### 【標準経常経費】

◇大学等（大学院大学を除く）の開設年度の経常経費は、「標準経常経費」以上であることが必要。

※平成23年度審査により、「標準経常経費」の算定期定の「人件費」の単価について、約0.2%の減額改定を行う予定（「人件費以外」は改定なし。）。

### ③ 設置経費等の財源

- ◇設置経費等の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇財源の保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で、一定の要件を満たすもの也可。

### ④ 負債率、負債償還率

#### 【負債率】

◇開設年度の前々年度末の負債率が25%以下であることが必要。

#### 【負債償還率】

◇開設年度の3年前から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下であることが必要。

### ⑤ 管理運営状況等

- ◇学校紛争その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないことなど

## (2) 設置経費の財源の考え方

- ◇ 設置経費の財源は、申請時点で負債性のない自己資金で保有していることが必要。
- ◇ 保有形態は、現金預金のほか国債等の有価証券で一定の要件を満たすものでも可。

貸借対照表を基礎とする財源のフローチャート（基本的な考え方）

① 【現金預金ー（流動負債＋第4号基本金）】が設置経費を上回っているか。

上回っていない

② 前受金以外の流動負債に対応した資産を有する場合、それらを除いた上で  
上記①が設置経費を上回っているか。

上回っていない

③ 設置経費の支払時期までに現金化出来る有価証券  
(注1)がある場合、それを財源に加えた上で上記  
①が設置経費を上回っているか。

上回っていない

財源の説明がつかない。  
計画の見直しが必要。  
(注2)

- (注1) 審査基準第一の一の（十）のオ（財源の保有形態）に留意が必要。  
(注2) 第4号基本金に対応した資産や設置財源に充當できる特定資産を保有している場合は、個別にご相談いただきたい。

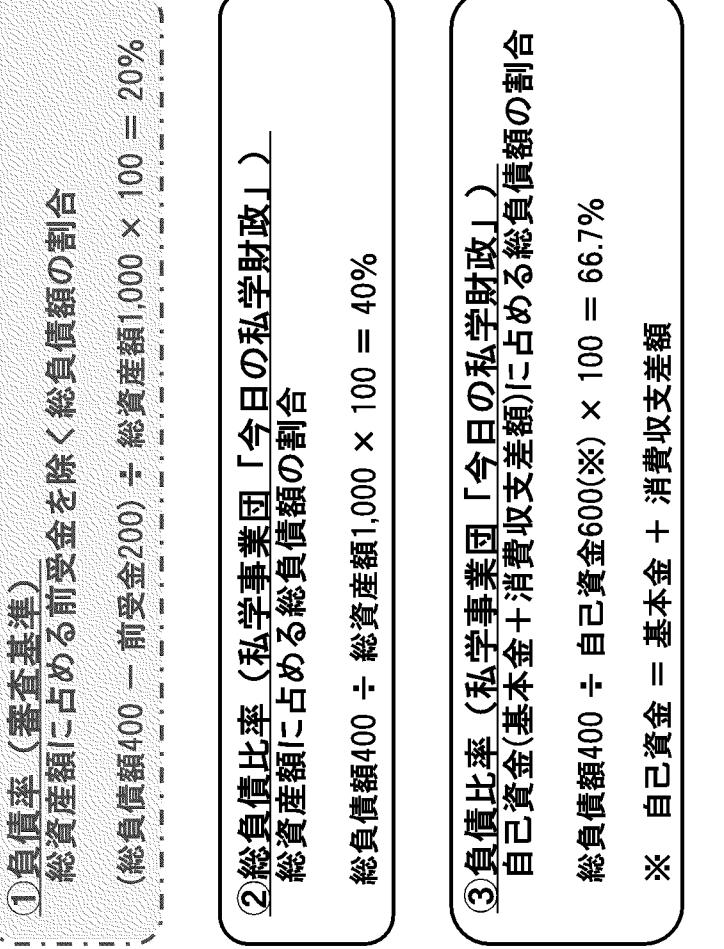
### (3) 負債率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債率」は、「総資産額」に占める「前受金を除く総負債額」の割合。
- ◇ この「負債率」は、日本私立学校振興・共済事業団が毎年度作成している「今日の私学財政」に掲載されている「総負債比率」や「負債比率」とは算出方法が異なるので留意が必要。

#### 1. 貸借対照表の状況

総資産額 1,000	自己資金 600
うち前受金 200	
基本金 500	
消費収支差額 100	

#### 2. 負債率等の算出方法



## (4) 負債償還率

- ◇ 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」で規定している「負債償還率」は、「帰属収入」に占める「負債償還額（元本＋利息）」の割合。
- ◇ 「負債償還率」を算出する際、「短期借入金」を除外することが可能であるが、この「短期借入金」は、「学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）」における「短期借入金」とは取り扱いが異なるので、留意が必要。

### ① 算出方法

$$(借入金等返済支出 + 借入金等利息支出) \div \text{帰属収入} \times 100 \leq 20\%$$

- ・短期借入金（借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る）は除外することができる。
- ・借入金を繰上償還した場合は、当該償還額は除外することができる。

### ② 短期借入金の取扱い

- ア 「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」上の取扱い  
→ 借入を行う年度内に償還期限が到来するものに限る（借入時期と償還期限が同一年度内）

- イ 「学校法人会計基準」上の取扱い  
→ 儿童手当の支給対象者登録簿の登録期間が1年以内に到来するもの（借入時期と償還期限が年度をまたぐ）



## (5) 管理運営体制等

### ① 管理運営体制

- ア 役員の資質  
〔学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職責を果たすことができる者で、学校法人の理事又は監事としてふさわしい社会的信望を有するもの。〕
- イ 他の学校法人の役員との兼職の制限
- ウ 役員の構成（教授会等の意向が反映される構成）
- エ 事務局長その他の幹部職員の資質等
- オ 管理運営上必要な諸規程（以下参照）の整備 など

### <学校法人の管理運営上必要な諸規程>

【組織・総務関係】  
組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（接受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程

【人事・給与関係】  
就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程（支給する場合）、教職員給与規程、役員退職金支給規程（支給する場合）、教職員退職金支給規程、旅費規程

【財務関係】  
会計・経理規程、固定資産管理制度規程、物品取扱規程、資産運用に関する規程 など

## ② 管理運営状況、事務処理状況

学校紛争等その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないことが必要。この場合、以下の事項に留意。

法令に基づく登記、届出、報告等の適正な実施  
役員間、教職員間又はこれらの者の間ににおける訴訟その他の紛争  
日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還、その徴収する掛金、公租公課の支払状況  
アイウ

### <これまでの指摘例>

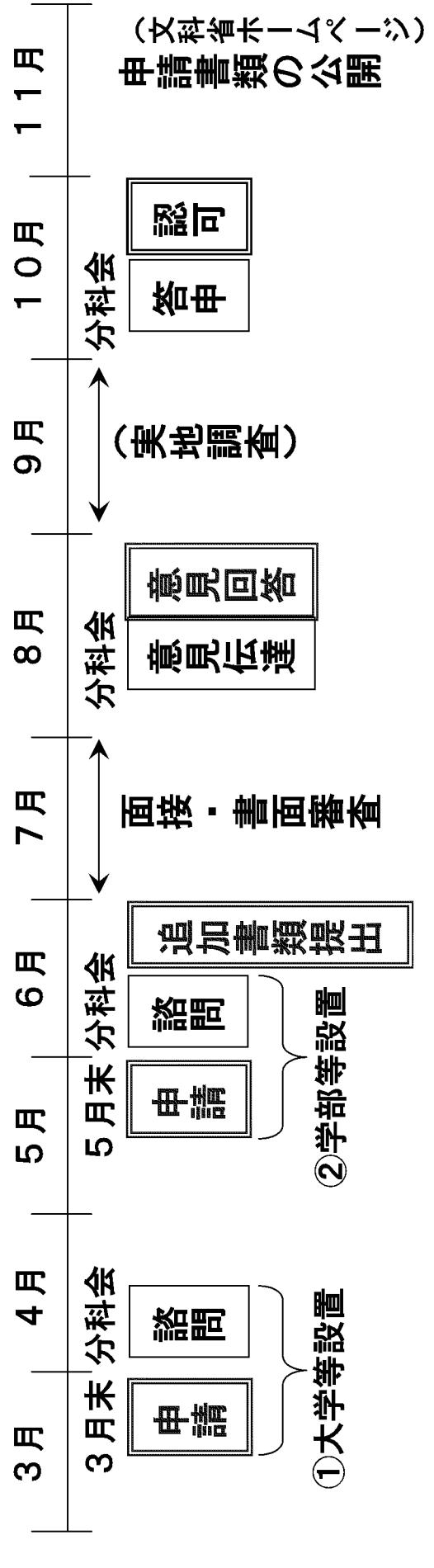
- 役員、評議員の選任方法が不適切であつた例（遡及して選任した例など）
- 予算を当該年度に入つてから理事会等に付議していた例
- 寄附行為変更、予算、決算等を付議する理事会、評議員会の開催順序が逆になつていた例（寄附行為及び予算是評議員会→理事会→理事会の順で、決算是理事会→評議員会の順で行うべき）
- 学校法人の管理運営上必要な諸規程をほとんど整備していないなかつた例
- 学校法人と理事長個人が利益相反行為にあたる契約を行つていた例
- 財務関係書類等の備え付けが遅延していた例、作成すべき書類を作成していなかつた例
- 法令に基づく登記（代表権の登記、資産総額変更登記など）が遅延していた例、当該登記を行つていなかつた例
- 財務関係書類の利害関係人への閲覧（閲覧対象書類、閲覧の対象者）が不十分であった例 など

## 2. 申請手続等の流れ

- ◇大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可の申請書類は、  
①私立大学等を設置する場合は、開設年度の前々年度の3月末と前年度の6月末、  
②私立大学に学部等を設置する場合は、開設年度の前年度の5月末と6月末と  
の2回に分け提出することが必要。

- ◇申請書類の作成にあたっては、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続き等に関する手引き」をご活用いただきたい。

### 【一般的な審査スケジュール（学校法人分科会）】



### 3. 学校法人分科会による審査の概要

#### (1) 審査のポイント

##### ① 学生確保の見通し

- ◇第三者による学生確保の調査結果の活用など、確保の見通しを十分検討、分析しているか。
- ◇学生確保に向けた取組状況はどうか。

##### ② 管理運営体制等

- ◇役員の資質・構成など、大学を設置するにふさわしい管理運営体制が整えられているか。
- ◇役員会・評議員会は、寄附行為の規定に基づき適切に運営されているか。
- ◇法令に基づく登記・届出が遅滞なく行われているか。
- ◇財務関係書類の公開が適切に行われているか。

##### ③ 財務状況

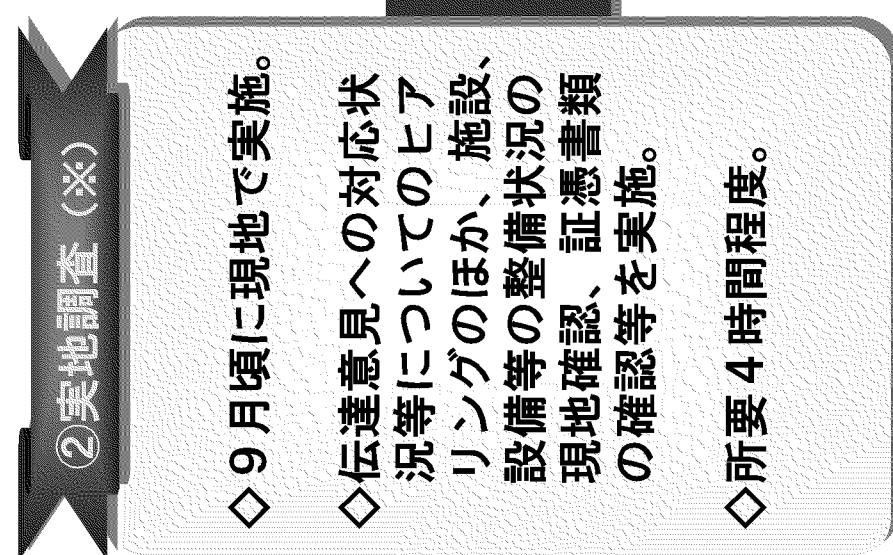
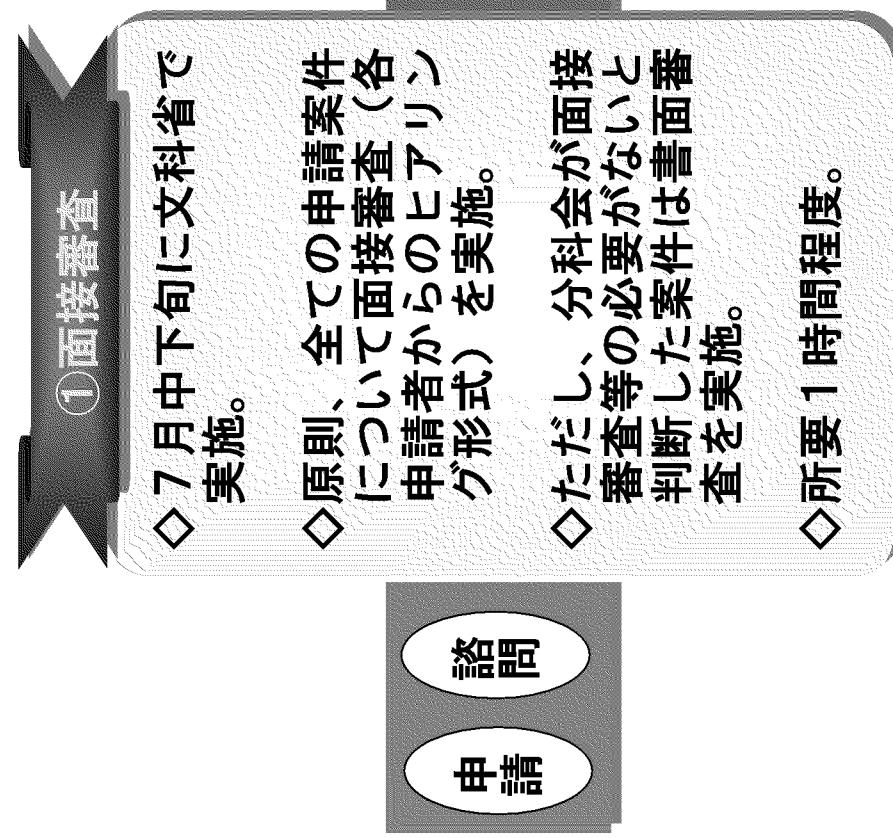
- ◇過去の財務状況（収支バランス、ストックの状況、教育研究経費の比率など）はどうか。
- ◇完成年度における収支見通しはどうか。

大学等を新設する案件については、審査の過程で「第三者による学生確保に関する調査結果（アンケート調査結果など）」の提出を求めている。

◇全ての案件について、審査の過程で、学生確保の見通しや取組状況、管理運営状況、過去の決算書類などについての提出を求めている。

◇また、実地調査を行う案件については、設置計画の履行状況、財源の保有状況等に関する資料などの提出を求めている。

## (2) 審査の方法等



\* 申請区分等によっては、「実地調査」を行わない場合がある。

## 4. 申請書類作成上の留意点等

近年、準備不足と考えられる申請や、意識の低い申請者の増加などが散見。設置認可等の申請については、以下の審議会長等のコメントを十分理解の上行つていただきたい。

### 【大学設置・学校法人審議会長コメント（H19.11.27）（抜粋）】

- ◇平成20年度開設予定の申請案件は、総じて準備不足の傾向が顕著。
- ◇大学設置に関する基本的理 解を欠いているとの懸念が最もたれる内容のものも散見。
- ◇各申請者はじめ大学の設置・運営に関する全ての方に対し、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚していただき強くお願ひしたい。
- ◇積極的に教育情報・財務情報を公開し、社会に対する説明責任を果たすよう期待。

### 【大学設置・学校法人審議会学長分科会長コメント（H20.2.27）（抜粋）】

- ◇近年、新設早々学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学、校舎の全部借用の結果借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く散見。
- ◇昨今、認可申請書の不実記載などの不正申請、文部科学大臣勧告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続き、極めて遺憾。
- ◇設置認可に際し、「数値基準されクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加。
- ◇我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待。

＜書類間の整合性に留意が必要な点＞

①校地・校舎等の面積の整合性

- ・様式第2-1号（設置に係る基本計画）と、様式第6号その1（財産目録）
- ・様式第2-1号（設置に係る基本計画）と、大学設置認可申請書の「基本計画書」

②設置経費等の整合性

- ・様式第4号その1（設置経費）と、様式7号その1（事業計画）
- ・様式第4号その3（転共用計画表）と、様式第6号その1（財産目録）
- ・様式第4号その3（転共用計画表）と、様式第8号（負債償還計画書）

③予算・決算の整合性

- ・様式第4号その1（設置経費）と、様式第10号その1（資金収支予算決算総括表）
- ・様式第8号（負債償還計画書）と、様式第10号（資金収支・消費収支予算決算総括表）
- ・様式第10号間の整合性
- ・資金収支・消費収支予算決算総括表と、学生納付金内訳表
- ・資金収支・消費収支予算決算総括表と、専任教職員等給与内訳表

＜その他＞

- ・設置経費の計上漏れ
- 大学設置認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」には、新たに図書や教具等の整備を行う旨記載されているにもかかわらず、「設置経費を記載した書類」には当図書等の整備費が計上されていないなど



## 5. その他

### (1) 都道府県知事を経由した申請

- 以下の申請は、都道府県知事を経由して行うことが必要。（私立学校法施行令第2条）
- ① 大臣所轄法人が知事所轄学校を設置する場合の寄附行為の認可申請 など
  - ② 知事所轄法人が大学等を設置する場合の寄附行為の認可申請 など
  - ③ 合併の当事者が知事所轄法人で、合併後の法人が大臣所轄となる場合の合併認可申請 など

### (2) 申請書類の一部変更手続き等（申請から認可までの間の手続き）

寄附行為（変更）認可申請書類について、申請から認可までの間に申請書類の内容等の修正が必要となる場合は、申請書類の一部変更手続きが必要。

※ 手続きの詳細は、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続き等に関する手引き」を参照いただきたい。

### <一部変更手続きが必要となる例>

- 大学設置分科会の意見への対応（施設設備の充実等）により、設置経費が増額となる例
- 工事等の契約を締結したことにより、設置経費が変更となる例 など

### (3) 設置計画の変更協議手続き等（認可後、完成年度までの間の手続き）

- ◇ 認可後、完成年度までの間に、認可時の設置計画が変更となる場合には、構想段階で、あらかじめ協議することが必要。
  - ◇ 事前協議なく設置計画を変更した場合には、「不認可期間の決定」につながる場合もあるので留意が必要。）
- ※ 手続きの詳細は、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続き等に関する手引き」を参照いただきたい。

## (4) 申請書類の公開

- ◇ 学生等の消費者保護を図るとともに、より透明な設置認可行政を実現するなどの観点から、平成23年度開設分から、大学等の設置に係る寄附行為（変更）認可申請書類について、文部科学省のホームページに掲載。（大学等の設置認可申請書類は、平成22年度開設分から掲載。）
- ◇ これにより、申請書類の虚偽記載などの不正を抑制する効果を併せて期待。

※ 文部科学省ホームページへの掲載書類は、以下のとおり。

＜文部科学省ホームページへの掲載書類＞

以下の書類について、「個人に関する情報や学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」、「大学設置等の認可申請書のうち既に公開している情報」を除き掲載。

- 寄附行為（寄附行為変更の場合、新旧対照表を含む）  
設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類（様式第4号その1）  
財産目録総括表（様式第6号その2）（小科目及び負債率を除く）  
賃借対照表（学校法人会計基準に規定する小科目及び注記を除く）  
事業計画（様式第7号その1）（施設又は設備の整備計画のうち事業費及び財源を除く）  
資金収支予算決算総括表（様式第10号その1）（新設校分）  
消費収支予算決算総括表（様式第10号その2）（新設校分）

## (5) 寄附行為（変更）認可後の財政状況、施設等整備状況調査（アフターケア）

### ①調査の趣旨

- ・認可時の留意事項が確実に履行されているかを確認し、併せて学校法人の経営の実態及び施設・設備等の整備の進捗状況を把握。
- ・学校法人の健全な経営の確保のための指導・助言。

### ②調査対象法人

原則として、設置後完成年次に達するまでの間の学校法人。

### ③調査方法

- ・書類調査、実地調査のいづれかの方法で原則として毎年度1回実施。
- ・実地調査は、法人新設、大学・短期大学新設等の場合に、設置学部等が完成年次に達する年度に実施。（ただし、特別の必要がある場合はその都度実施。）

### ④調査内容

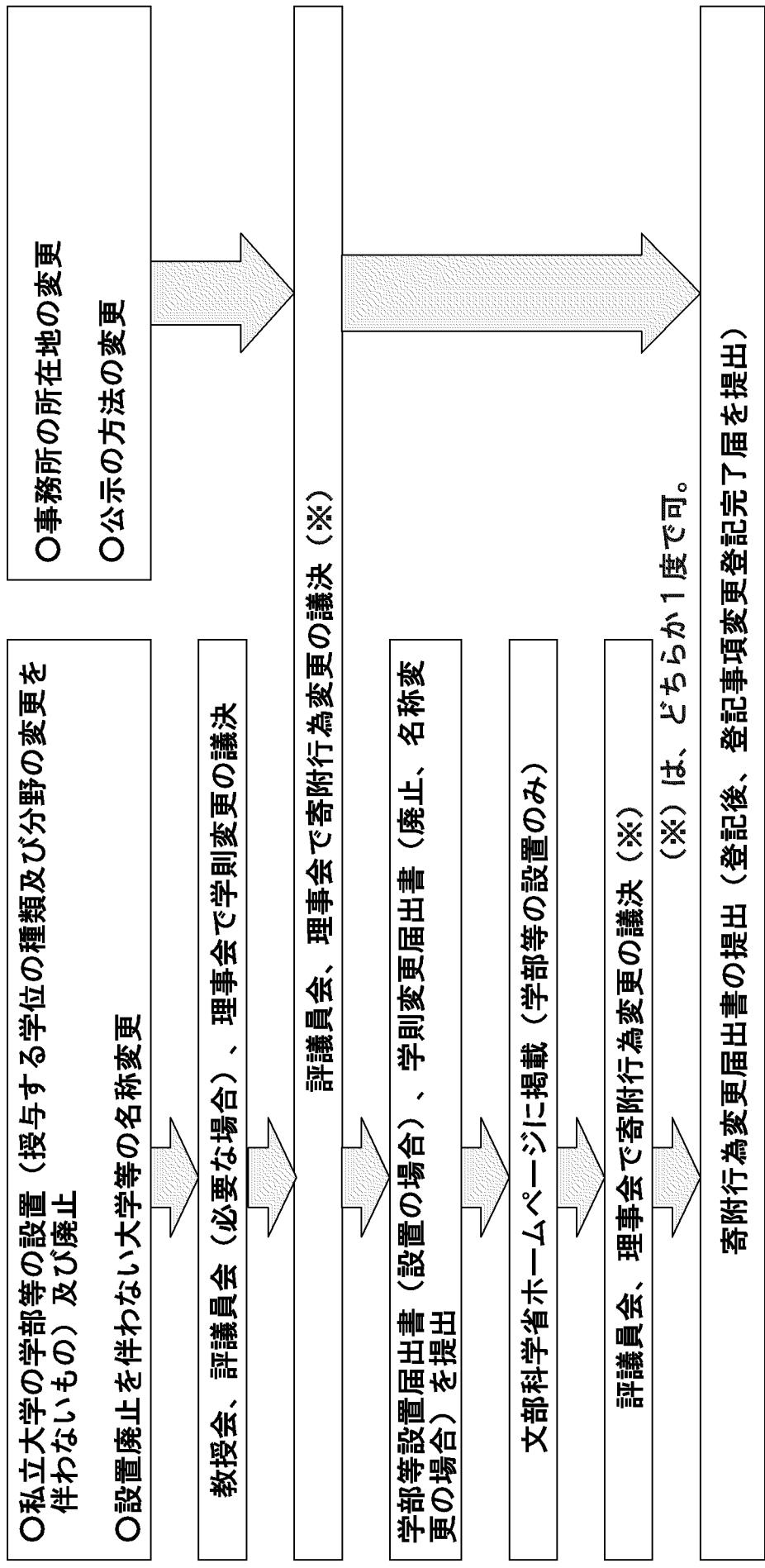
留意事項の履行状況、施設・設備の整備状況、役員の就任状況、事務組織の整備状況、入学者の状況、資産及び収支の状況など

### ⑤調査結果の報告等

調査の結果、学校法人に対し指導、助言すべき事項（留意事項）がある場合は、学校法人分科会の議を経て、当該事項を学校法人に通知。

## (6) 寄附行為変更の届出手続き等

私立大学の学部等の設置（授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）等に係る寄附行為変更の届出については、以下の流れを参照いただきたい。



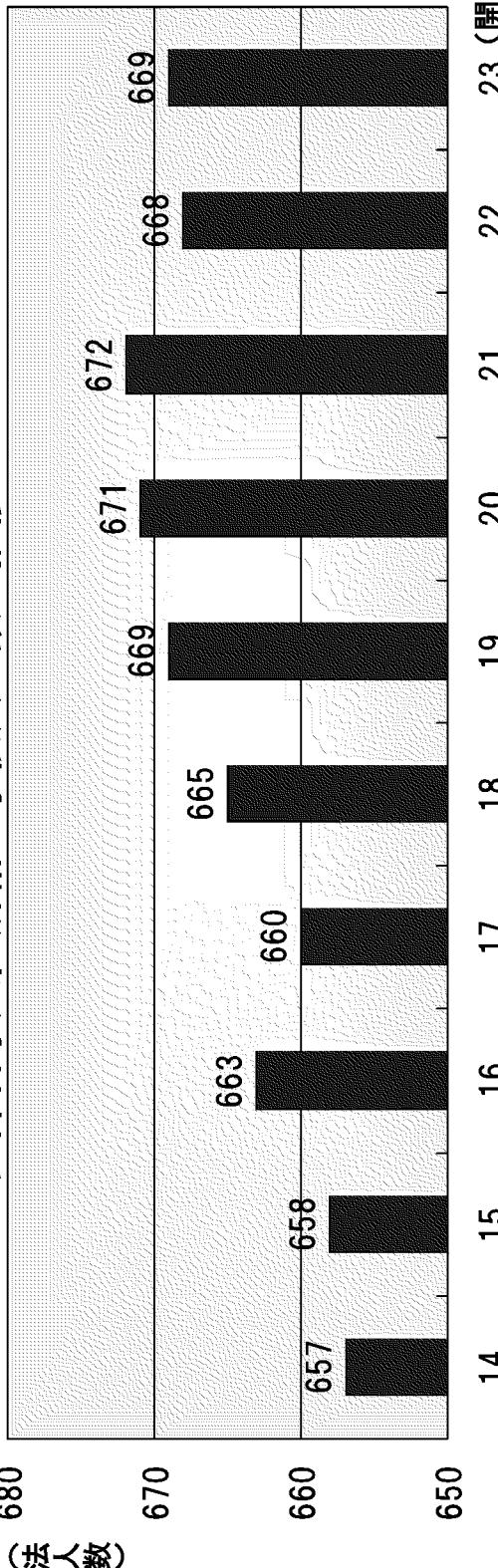
<参考資料>

## 文部科学大臣所轄の学校法人数等の推移

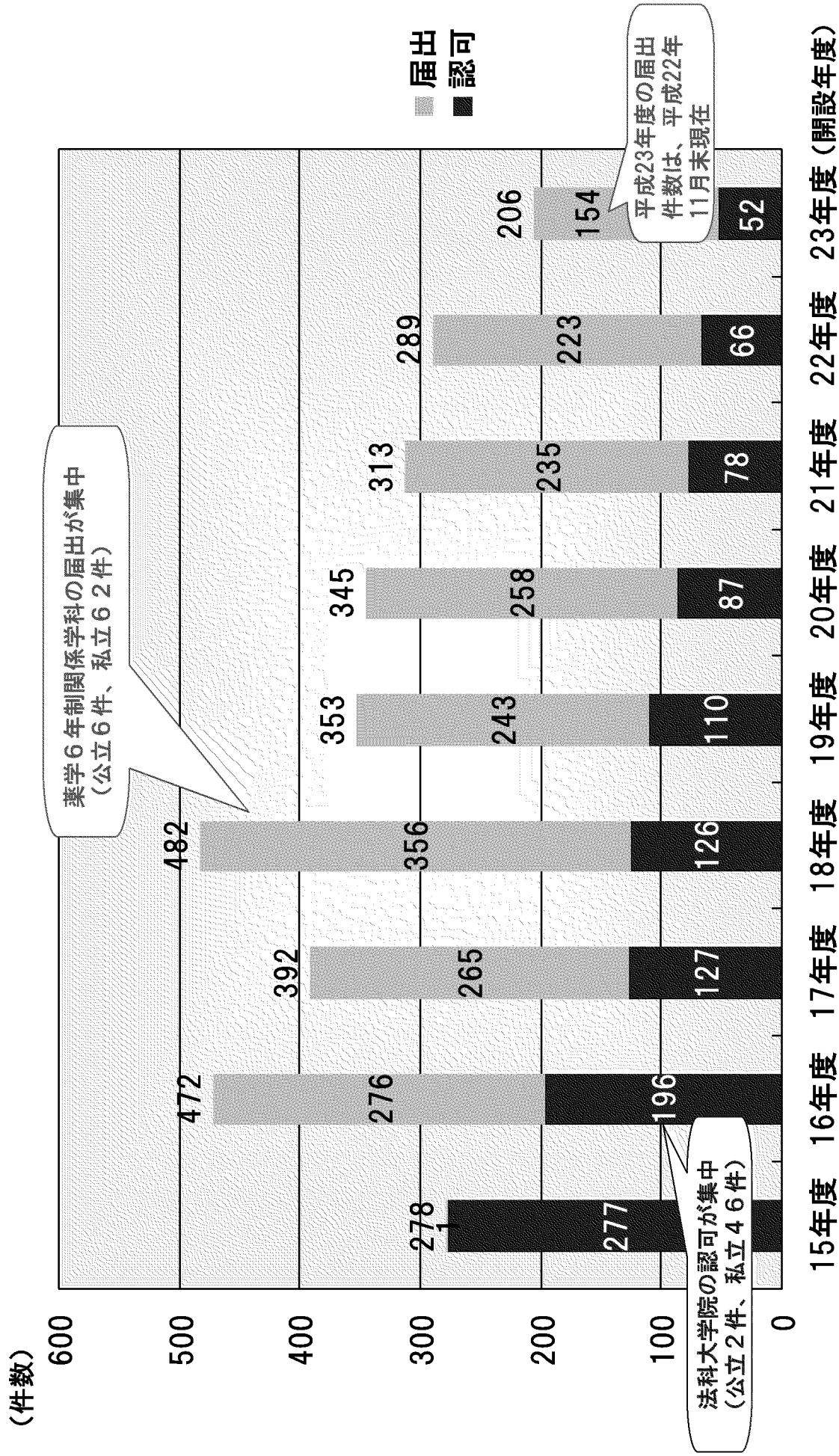
文部科学大臣所轄学校法人の設立等認可件数等の推移

年 度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
法人数	657	658	663	660	665	669	671	672	668	669
増 加	新設法人による増 加	0	2	3	1	3	0	3	1	1
減 少	知事所轄からの移行による増 加	3	0	5	1	4	6	2	7	0
	知事所轄への移行による減 少	0	△1	△2	△2	△2	△1	△2	△3	△2
	合併による減 少	△1	0	△1	0	0	0	△1	△3	0
	解散による減 少	0	0	0	△3	0	△1	0	△1	△3
	増減法人数合計	2	1	5	△3	5	4	2	1	△4

文部科学大臣所轄の学校法人数の推移



## 大学等の設置認可、届出件数の推移



## 大学等の設置に係る寄附行為（変更）の申請、認可件数の推移

